一、三一の二、五四一の二、字長尾一四八から一五〇まで、一五一の二、二一〇の二、二一〇の三、二一二の二、二一四の二、二一七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市穴吹町口山字知野二一一、二一八の一、字中野宮六三一の一、字西山三五一から三五四まで、四四二、六三一から六三三まで、字丸山四一八の一、四一九の一、字葛生六五、六七、六八、七〇、七二、九一八の一、九五〇から九五七まで、字平谷六、一九〇の一、二七三から二七六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字知野二一一、二一八の一、字中野宮六三一の一、字西山三五一から三五四まで、四四二、六三一から六三三まで、字丸山四一八の一、四一九の一、字葛生六五、六七、六八、七〇、七二、九一八の一、九五〇から九五七まで、字平谷六、一九〇の一、二七三から二七六まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年二月三日農林省告示第百九十一号（三に係るものに限る。）、昭和五十七年十月二十三日農林水産省告示第千六百八十七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月四日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	常磐自動車道					
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員		延長	
						(メートル)
	福島県双葉郡富岡町大字上手岡字後作一七九番一から同県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須一番六六まで	前	最大	九〇	二九	
			最小			
		後	最大	九四	一二七	
			最小	二九		
	福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平一四三六番九から同県双葉郡大熊町大字下野上字北向四二番二まで	前	最大	一二二	四、一〇一	
			最小	一一		
		後	最大	八六		
			最小	一一		
	福島県双葉郡双葉町大字山田字東西羽黒一番二から同県双葉郡双葉町大字寺沢字唐沢二〇〇番二まで	前	最大	一三〇	五、四七二	
			最小	一一		
		後	最大	一二二		
			最小	一一		
	福島県双葉郡浪江町大字谷津田字太刀洗五四番二から同県双葉郡浪江町大字立野字古堤五八番まで	前	最大	三八八	七、一二〇	
			最小	一一		
		後	最大	三八八		
			最小	一一		
	南相馬市小高区神山字鯖沢八九番二から同市原町区信田沢字道ノ上二一六番一まで	前	最大	一九八	一五、〇五八	
			最小	一一		
		後	最大	一九七		
			最小	一一		

○国土交通省告示第千百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月四日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	常磐自動車道					
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員		延長	
						(メートル)
	相馬市粟津字愛ノ沢五六番二から同市椎木字段ノ原四七番七まで	前	最大	二一三	七、二一六	
			最小	一一		
		後	最大	二一三		
			最小	一一		
	福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字白子下六四番三から同県相馬郡新地町大字福田字新田二二番二まで	前	最大	二一八	六、〇七〇	
			最小	一一		
		後	最大	二三五		
			最小	一二		
	宮城県亘理郡山元町坂元字舘野丙二一番七から同県亘理郡山元町小平字柳田四番二まで	前	最大	二九五	九、八六八	
			最小	一一		
		後	最大	二九五		
			最小	一一		